

# 神戸市立小・中・義務教育・高等・盲学校 大会旅費等補助要綱

令和3年4月1日教育次長決定

## (目的)

第1条 この要綱は、神戸市立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は盲学校（以下「市立学校」という。）の児童・生徒が大会に派遣される際に要する旅費等を補助することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるものほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生徒等 市立学校に在籍する児童・生徒であって、大会の主催者に対し、規定に基づく正式登録をした者をいう。
- (2) 大会 別表第1に定めるものをいう。

## (対象者)

第3条 補助事業の対象となる者は、大会に派遣される生徒等とする。

## (対象経費)

第4条 補助事業の対象となる経費は、生徒等が当該年度内に実施する大会への派遣に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 交通費 別表第2に定める交通費
- (2) 宿泊費 別表第3に定める宿泊費とし、最大5泊を限度とする。

2 大会期間が前年度から当該年度にまたがる大会への派遣に要する経費についても、前項に準ずるものとする。

## (補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で生徒等1人につき次に掲げる額とする。

- (1) 交通費 前条第1号による往復交通費の7割
- (2) 宿泊費 1泊あたり5,000円。ただし、実際に支払った宿泊費が1泊あたり5,000円を下回る場合は、実費分を支給する。

## (交付申請)

第6条 生徒等もしくは生徒等に対し親権を行う者又は未成年後見人（以下「申請者」という。）は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、大会終了後速やかに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

## (交付の決定)

第7条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第2号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不適当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

(1) 補助金不交付決定通知書（様式第3号）

(2) その他市長が必要と認める書類

（補助金等の支払）

第8条 第7条第1項の決定を行ったときは、市長は速やかに補助金等を補助対象者等に支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により当該補助対象者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

2 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

3 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

4 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

5 この要綱は、令和2年7月22日から施行する。

6 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 対象となる大会

小学校		全日本合唱・関西合唱コンクール
		N H K 全国学校音楽コンクール（全国・近畿大会）
		全日本小学校管楽器合奏フェスティバル（全国大会）
中学校	運動部	兵庫県中学校総合体育大会
		近畿中学校総合体育大会
		全国中学校体育大会
	文化部	兵庫県中学校総合文化祭
		全日本合唱・関西合唱・兵庫県合唱コンクール
		N H K 全国学校音楽コンクール（全国・近畿・兵庫県大会）
		全日本吹奏楽・関西吹奏楽・兵庫県吹奏楽コンクール
		全日本マーチング・関西マーチング・兵庫県マーチングコンテスト
		全日本アンサンブル・関西アンサンブル・兵庫県アンサンブルコンテスト
高等学校	運動部	近畿高等学校選抜大会
		全国高等学校選抜大会
		近畿高等学校総合体育大会
		全国高等学校総合体育大会
		近畿高等学校定時制・通信制課程体育大会
		全国高等学校定時制・通信制課程体育大会
	文化部	近畿高等学校総合文化祭
		全国高等学校総合文化祭
		全日本合唱・関西合唱コンクール
		N H K 全国学校音楽コンクール
		全日本吹奏楽・関西吹奏楽コンクール
		全日本マーチング・関西マーチングコンテスト
		全日本アンサンブル・関西アンサンブルコンテスト
		N H K 杯全国高校放送コンテスト
	商業系	全国商業高等学校長協会が主催する大会
	工業系	全国工業高等学校長協会が主催する大会
		近畿盲学校種目別体育大会
		近畿盲学校文化部各種大会
その他市長が必要と認める大会		
備考		
1 いづれの大会も神戸市内で開催される場合は補助の対象外とする。		
2 小学校について		

合唱コンクールとNHK全国学校音楽コンクールの両方に出場する場合は、いずれか一方の大会についてのみ補助する。

### 3 中学校について

- (1) 合唱コンクールとNHK全国学校音楽コンクールの両方に出場する場合は、いずれか一方の大会についてのみ補助する。
- (2) 吹奏楽コンクール、マーチングコンテスト、アンサンブルコンテストに出席する場合は、いずれか一つの大会についてのみ補助する。

### 4 高等学校について

- (1) 吹奏楽コンクール、マーチングコンテスト、アンサンブルコンテストに出席する場合は、いずれか二つの大会についてのみ補助する。
- (2) 全国商業高等学校協会が主催する大会に出場する場合は、いずれか二つの大会についてのみ補助する。
- (3) 全国工業高等学校長協会が主催する大会に出場する場合は、いずれか二つの大会についてのみ補助する。

### 5 盲学校について

近畿盲学校種目別体育大会、近畿盲学校文化部各種大会に出場する場合は、各種目いずれか一つの大会についてのみ補助する。

別表第2 対象となる交通費

#### 1. 鉄道及び路線バス

対象となる経費は、当該生徒等の在籍する学校の最寄りの駅又は停留所から、大会の会場までの最も経済的な通常の経路による往復に要する交通費とする。ただし、学生割引及び往復割引が使える場合は、それを適用するものとする。なお、特急乗車区間が片道100kmに満たない場合、特別急行料金は支給されないものとする。

#### 2. 航空機

大会の開始・終了時間や開催場所からみて、航空機の利用が経費的・時間的に最も効率的な経路及び方法となる場合、これに要する交通費を支給する。その際、空港までの移動については、当該生徒等の在籍する学校の最寄りの駅又は停留所からの最も経済的な通常の経路による往復に要する交通費を支給する。また、航空機の利用にあたっては、できる限り、割引制度を利用し経費の削減につとめること。

補助金交付申請書(様式第1号)には領収書などの航空運賃を証明する書類のコピーを添付すること。

#### 3. その他効率的かつ経済的な経路のため、市長が必要と認めるもの

別表第3 対象となる宿泊費

1. 大会派遣期間が複数日にまたがる際のその期間中の宿泊

下記のいずれかに該当する場合に限る。

- ①公共交通機関をもって、大会に派遣される当日の午前7時以前に当該生徒の在籍する学校の最寄りの駅を出発しなければならない場合
- ②公共交通機関をもって、大会に派遣された当日中の帰宅が困難な場合
- ③往復するよりも宿泊した方が安価である場合
- ④大会や種目の性質上宿泊が必須である場合

2. 前泊

公共交通機関をもって、大会に派遣される当日の午前7時以前に当該生徒の在籍する学校の最寄りの駅を出発しなければならない場合に限る。

3. 後泊

公共交通機関をもって、大会に派遣された当日中の帰宅が困難な場合に限る。

(様式第1号)  
年 月 日

神戸市長 宛

住 所 \_\_\_\_\_  
神戸市立 \_\_\_\_\_ 学校 年 組  
児童・生徒名 \_\_\_\_\_  
部活動(種目) \_\_\_\_\_ 部  
保 護 者 名 \_\_\_\_\_

※保護者名は口座名義と同一とすること

### 補助金交付申請書

神戸市立小・中・義務教育・高等・盲学校各種大会旅費等補助要綱に基づき、  
大会へ出場いたしましたので、補助申請いたします。

記

1. 金 額 金 \_\_\_\_\_ 円  
2. 振込先 \_\_\_\_\_ 銀行 \_\_\_\_\_ 支店  
\_\_\_\_\_ No. \_\_\_\_\_

口 座 名 義 (30字以内)  
(カ ナ)

※ 振込先口座は原則、学校へ登録している口座です。登録口座と異なる口座を  
使用したい場合は、学校に連絡してください。

(様式第2号)

(公印省略)  
神教委児第 号  
年 月 日

神戸市立 学校  
様

神戸市長

## 補助金交付決定通知書

先に、申請のありました大会の旅費補助を、下記の通り交付いたします。

記

1. 補助額 ￥ —

2. 交付方法 指定金融機関に振込

(様式第3号)

(公印省略)  
神教委児第 号  
年 月 日

神戸市立 学校  
様

神戸市長

## 補助金不交付決定通知書

先に、申請のありました大会の旅費補助については、下記の通り交付しないことを決定したので通知いたします。

記

1. 申請額 ￥ —

2. 不交付理由

(様式第4号)

(公印省略)  
神教委児第号  
年月日

神戸市立学校  
様

神戸市長

## 補助金交付決定取消通知書

年月日付 第号で交付決定した大会の旅費補助については、次のとおり交付決定を取消したので通知します。

記

- |          |   |   |
|----------|---|---|
| 1. 交付決定額 | ¥ | — |
| 2. 取消し額  | ¥ | — |
| 3. 取消し理由 |   |   |